



しゅうがくえんじょせいど 就学援助制度のお知らせ

～須崎市で安心して教育を受けていただくために～



スマホで見たい方はこちら
(須崎市ホームページへ)

須崎市教育委員会

1. 就学援助制度について

この制度は、経済的な理由のため、お子さまを小中学校に就学させるのにお困りの保護者を援助することによって、義務教育の円滑な実施を目的とするものです。

就学援助対象児童生徒として認定されますと、就学に必要な費用（学用品費、通学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校給食費、新入学児童生徒学用品費、医療費等）の一部が援助されます。

認定につきましては、ご家庭から提出された申請書をもとに須崎市教育委員会において審査致します。

2. 就学援助の対象となる方（援助を受けられる方）

須崎市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する場合。

(1) 生活保護を受けている方

(2) 生活保護を受けている方に準ずる程度に、経済的に困窮していると教育委員会が認める方
(世帯の所得額の合計が生活保護基準の1.3倍までの家庭)

3. 援助の内容

項 目			援 助 額		備 考
			小 学 校	中 学 校	
要 保 護	医療費	治療費	全額		学校病のみ援助 (9月末治療分まで援助)
		通院費	全額 (医療機関から4km以上ある学校に在籍)		交通機関利用時
	修学旅行費		保護者負担の全額		実施学年のみ
準 要 保 護	学校給食費		保護者負担の全額		
	学校昼食費		保護者負担の全額		弁当持参の児童もしくは給食未実施校の生徒のみ
	新入学児童生徒学用品費等		64,300円	81,000円	他市町村で支給済の場合は除く
	学用品費 通学用品費		1年:11,630円 2～6年:13,900円	1年:22,730円 2～3年:25,000円	
	修学旅行費		保護者負担の全額		実施学年のみ
	校外活動費	泊なし	1,600円	2,310円	交通費・見学科等 (年額上限)
		泊あり	3,690円	6,210円	
	医療費 (通院費のみ)		全額 (医療機関から4km以上ある学校に在籍)		学校病のみ援助 交通機関利用時
	通学費	公共 交通機関	通学する場合の交通費全額		小学校片道4km以上 中学校片道6km以上
		巡航船			定期券の現物支給 距離規定なし
	オンライン 学習通信費		14,000円 (自宅にネット環境が整備されている認定者のみ)		年額上限 ※1世帯1名のみ

※令和6年度の援助額を記載しています。 ※認定時期によっては支給されない項目もあります。

※学校病とは、う歯（虫歯）・慢性副鼻腔炎（蓄膿症）・寄生虫などの病気のことです。

4. 就学援助の認定時期について

須崎市では就学援助を受けられるか決定する審査を4月末（^{さんてい}暫定決定）と7月初め（正式決定）の2回行います。

暫定審査で否認定となった場合でも正式審査で認定されれば、就学援助費が支給されます。ただし、「暫定」で認定されても「正式」で否認定となった場合、すでに支給された就学援助費は須崎市へ返還していただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

年度途中でも申請は随時受け付けていますが、援助を受けられるのは認定日からとなります。

5. 申請時のお願い

就学援助制度では、生計を同一にしている世帯員全員の所得（給与所得控除後の金額）をもとに審査します。世帯員に須崎市外から転入した方がいる場合は、転入前の市町村で発行する「課税証明書」の提出をお願いすることがあります。

世帯員の方は収入がなくても税務課または税務署で申告を行う必要があります。申告がない場合、所得金額が確認できないため認定することができません。（※生活保護世帯を除く）

6. 対象となる所得金額（基準額）の目安

家族数	家族構成	所得金額（基準額）
2人	父または母(30才)・子(小学生)	162万円程度
3人	父(35才)・母(30才)・子(小学生)	219万円程度
4人	父(30才)・母(27才)・子(小学生)・子(保育園)	255万円程度
4人	父(42才)・母(38才)・子(中学生)・子(小学生)	286万円程度
5人	父(45才)・母(41才)・子(高校生)・子(小学生)・子(中学生)	339万円程度

※家族構成によって、目安は多少違うことがあります。

7. 申請方法と問い合わせ先

就学援助の申請を希望されるご家庭は、通学中・通学予定の小中学校へお問い合わせください。申請用紙（就学援助認定申請書）をお渡しします。（須崎市のホームページからもダウンロードできます）申請用紙にご記入いただいたら再度小中学校へお渡しください。審査結果は学校を通してお知らせします。

【就学援助制度に関するお問い合わせ先】

**通学中・通学予定の小中学校または
須崎市教育委員会 学校教育課まで
（お電話：0889-42-5291）**

※申請後、世帯状況が変わる場合（苗字や保護者の変更・再婚・転居等）は必ず学校へご連絡ください。

※学校教育課が就学援助受給資格の審査のために必要な情報（住民基本台帳・生活保護情報・児童扶養手当情報・所得情報）を閲覧・確認した結果、申請内容に疑義がある場合、事情を確認する場合があります。

えんじょ う ぼあい
援助を受けられる場合があります！
そうだん
まずはご相談ください☆

